

魚沼民商だより

2020年
10月 5日

第2221号

発行 魚沼民主工商会
新潟県魚沼市板木
電話 025 (792) 3064
e-mail:uminsyo@rose.ocn.ne.jp
〒 946-0032

消費税率10%の引き上げから1年が経ちました

安倍晋三前政権が消費税の税率を8%から10%に引き上げてから10月1日で1年になりました。


景気が下り坂に入った時に強行された消費税増税は、経済を急速に冷え込ませました。いまの日本経済の危機的な状況を招いた原因は、新型コロナウイルスの感染拡大だけでは説明できません。

このコロナ禍のなか、経済は休業者や失業者が増え企業の倒産や廃業も相次ぐなどいよいよ底なしの様相です。暮らしと経済を考えるには、コロナ対策と並行した、消費税の5%への緊急減税が必要です。そして大企業や富裕層に応分の負担を求めて財政を確保する税制改革を進めていくことが重要です。

私たち民商は、消費税減税の実現に向け、この小千谷魚沼地域において、世論と運動をリードしています。

広神支部・新会員歓迎会を開きました！



9月26日、広神支部は、居酒屋・七福さんにて、久しぶりに新会員歓迎会を開かれました。今春、覚張健さん（建設業・建成興業）、中澤雄太さん（建設業・貴建）を民商の仲間に迎え入れたことから、同支部がその方々から民商に馴染んで貰いたい、そして会員どうしの親睦を深め合いたいことから同支部役員会が中心となつて運営し、8人が参加致しました。

しました。
この日、中澤さんのお父さんも参加して頂いたこともあり、また同業者どうしだけでなく、またまた顔見知りともあって大盛り上がりました。

同席した遠藤さん（建設業）や理事の佐藤さん（家電販売修理業）は、「仲間が増えると、私たちも元気になる。なお且つ若い人たちの入会は、とても心強い」と喜んでいました。

さて、これから広神支部の活動に期待が高まります。

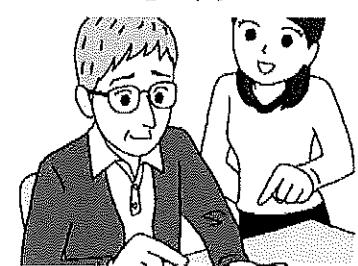
さてこれからも、このような集まりを続けて行きます。減免対象になるか、ならないかも含めて会場に足を運んでください。
八木さんの対応は、世帯分離の方法がありますので、家族でよく相談して手続きし、その後に減免申請をするかどうか検討してみてはどうかと促しました。

北魚3支部・持続化給付金並びに国保減免の申請会を開きました！



他団体との共同開催で、相談会を開きました

六日町支部・持続化給付金並びに国保減免の申請会を開きました！



9月27日、六日町支部は、華福さんにて、持続化給付金並びに国保減免の申請会を開き、9人（※内相談者は5人）が参加致しました。
この日、今井支部長（建設業）が中心となって、3人の相談者を応対しました。

今井支部長は、相談者に励ました。相談者から「ありがとうございます。私たちが持続化給付金を申請

できるものとは、夢にも思っていませんでした。本当に助かりました」と感謝の言葉が寄せられました。

今井支部長は、「申請受付が完了した時のあの笑顔は、とても最高です。会員から感謝されることに支部長冥利に尽きます」と述べられ、この活動を誇りに満ち溢れていました。

9月の相談内容について

- 昨秋、勤め先の会社から独立を勧められ、下請業者となりました。



- 持続化給付金について、私でも申請できるのですか。（※令和元年分の所得税確定申告が済ませていません）

- 亡祖母の相続税申告の期限が迫つきました。その申告書用紙をください。そして確認の為に見て欲しい。（※一昨年、亡祖父の相続税申告について、民商の惜しみないサポートにより、自力で申告しました）

- 宿泊の予約金について、税法上は売上金になるのですか、それとも預り金になるのですか教えて欲しい。

- 従業員を雇入れしました。雇用保険の加入手続きをお願いします
- 市は、「申請者が世帯主と主たる生計維持者と一致していないことから、後期高齢者医療保険料の減免申請を受け付けない」と言われた。どうしてなんだろうか。
- 家賃支援給付金申請について、税務署への資料（申告書の写し）の取り寄せ手続きにとても煩雑で弱ります。

つた。（※申告者は今年5月に亡くなりました）

● 隣近所で土地の境界線問題でトラブルとなつた。相談したい。

● 源泉所得税の納付について、税務署からお尋ねのハガキが届いた。

● 消費税について、いつも消費税申告の用紙が届かないのに、先程、税務署から「課税業者でなくなった旨の届出書」が送られてきた。

● コロナ融資の利子補給の手続きは、どういう流れになるのか教えて欲しい。

● 日本金機構から「令和2年公的年金等の扶養控除申告書」が送られてきた。出さなければならぬのか。

● 市から「今年の確定申告で、農業所得の申告は忘れていませんか」と、お尋ねの文書が送られてきた。

● 市から「今年の確定申告で、不動産所得の申告は忘れていませんか」と、お尋ねの文書が送られてきた。

● ハローワークから雇用保険の追加給付の書類が届いた。もう13年、15年前の内容だ。これはどういうことなんだろうか。

● 労災保険に加入したい。

● 履用調整助成金申請の用紙をください。

● 日本政策金融公庫のコロナ融資を受けたい、「事業計画書」と「店舗改装費の見積書」等を持参したので、見て欲しい。

● 10月7日、13時25分頃に、須田局長が「FMゆきぐに」の生番組に、電話出演することになりました。

おもに民商活動を紹介し、民商の宣伝を行います。

「ひとりで悩まず、民商に相談しましょう」と呼び掛けます。

FMゆきぐに・電話生出演します！

法律相談のお知らせ

日 時 10月 14日(水)
午後1時より

会 場 民商事務所
弁護士 小渕 昌史 先生
(新潟合同法律事務所)

相談料 3,000円

※ 事前の予約制です。早めに事務所までご連絡ください。

会費は一五日集金を

宣しくお願ひ致します

事務所の来所の際には、
事前にご連絡ください

昼以降から事務局員が事務所不在の時間が増えていて、ご迷惑をおかけすることに大変申しわけ御座いません。
ご相談等で来所する際は、必ず事前にご連絡くださいますよう宜しくお願い致します。